

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度への加入について

藤井寺市教育委員会では藤井寺市立小・中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、当教育委員会は、漏れなく加入に同意されることを希望します。

加入に同意くださる方は、オンライン窓口で申請してください。（※同意後、在学中は自動更新となります。）

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには、十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によります。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で生じた事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（特別活動中を含む）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

2 給付金額

- ① **医療費** 医療保険の療養に要する費用の4/10が給付されます。初診から治るまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（健康保険適用の窓口支払い額は1,500円以上）の場合が給付の対象となります。ただし、高額療養費については、別途計算になります。
- ② **障害見舞金** 障害の程度に応じて、4,000万円から88万円が給付されます。（通学中の場合は、2,000万円から44万円）
- ③ **死亡見舞金** 3,000万円が給付されます。（運動などの行為と関連のない突然死及び通学中の場合は、1,500万円）
- ④ **附帯業務** ●供花料 学校の管理下における死亡で、死亡見舞金が給付されないものに17万円が給付されます。
●歯牙欠損見舞金（令和3年度から新設）
1歯以上の歯牙の欠損（永久歯が根から全部取れてなくなったもの）に対して1歯につき8万円が給付されます。（障害見舞金の対象となるものを除きます。）※令和3年4月1日以降に発生した災害に適用

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付（例、ひとり親家庭医療、子ども医療）等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。（障害見舞金・死亡見舞金は給付されます。）

4 共済掛金（年額）

保護者等負担額	460円	（藤井寺市教育委員会負担額	475円）
---------	------	---------------	-------